

随意契約をすることができる場合に 該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p style="text-align: center;">特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>「モニタリング情報共有システム」は、緊急時に関係機関が行う放射線モニタリングの情報を共有することを目的に、国が（公財）原子力安全技術センターに委託して開発したシステムであり、著作権は（公財）原子力安全技術センターが所有する。「岐阜県モニタリング情報共有システム」は上記システムのうち、岐阜県に係る情報の収集、蓄積、伝送を行うものである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>（公財）原子力安全技術センターのみがシステムの正常動作等の確認及び運用中の不具合に対する速やかなプログラムの修正をすることができる。 よって、本業務を行うことが可能な者は（公財）原子力安全技術センターのみである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。